

御前崎市ウミガメ 保護マニュアル



令和7年3月

御前崎市教育委員会 社会教育課

御前崎市ウミガメ保護監視員会

目次

1章 これまでのウミガメ保護対策	1
2章 保護マニュアル策定の経緯と目的	1
3章 保護マニュアルの位置づけ	2
4章 国指定天然記念物「御前崎のウミガメ及びその産卵地」に関する法令・計画	3
5章 ウミガメの生態と市内における生息状況	5
6章 御前崎市ウミガメ保護監視員の役割とその業務	7
7章 御前崎市教育委員会の役割とその業務	10
8章 地域資源としてのウミガメ及び生態に即した当市の保護活動への展望	12
参考① 当市ウミガメ巡視区域(御前崎地区／浜岡地区)	14
参考② 御前崎市ウミガメ保護監視員設置規則	16
参考② 国指定天然記念物「御前崎のウミガメ及びその産卵地」における文化財巡視活動に係る覚書	17

表紙絵:澤入 心胡(御前崎市小学校)作
提 供:公益社団法人 燈光会

1 これまでのウミガメ保護対策

ウミガメ類は、爬虫類カメ目のウミガメ科とオサガメ科の総称で、現在は世界中で7種類が知られている。そのうちアカウミガメ、アオウミガメ、タイマイの3種類が日本沿岸の海域に生息しており、春から秋にかけて砂浜に上陸して産卵をする。静岡県内においては、特にアカウミガメ（以下、「ウミガメ」と記す。）の上陸が多く、遠州灘をはじめとする県内海岸にて上陸産卵されており、当市においては多くのウミガメが上陸産卵に訪れる海岸の北限地とされており、学術的に貴重であることから昭和55年（1980）3月6日に「御前崎のウミガメ及びその産卵地」として、国指定天然記念物に登録されている。

当市におけるウミガメ保護活動については、昭和40年代の地元小学校教員による自主的な活動から始まり、ウミガメ保護監視員の委嘱による保護活動の実施や御前崎小学校による学校行事としての飼育活動の取組が行われていた。また、以前は当市の保護活動の啓発の一環として、ウミガメ産卵観察会や子ガメ放流会といった体験的な活動を行っていた。

2 保護マニュアル策定の経緯と目的

近年の世界的なウミガメの個体数の減少が問題となっており、将来絶滅の危険性が高いことが認識されている。ウミガメの取り巻く状況は複雑化しており、地球温暖化による海水温度の上昇や海岸ゴミの増加、産卵環境の劣悪化等の複合的な要因によって、ウミガメの個体数減少に影響を及ぼしている。当市としても例外ではなく、ここ最近の上陸産卵頭数については減少傾向であり、また卵のふ化率としてもあまり芳しくない。そうしたなかで、既存の保護活動を再考するとともに、ウミガメの生態に則した活動の徹底が求められてくる。加えて、当市の貴重な地域資源として、今後とも地域と共生・継承していくために保存と活用の両活動を続けていく必要がある。

その具体的な手立てとして、新たに保護マニュアルを策定し、ウミガメ保護監視員をはじめとするウミガメの保護に携わる方々の共通認識を図る。また、本マニュアルを通じて、ウミガメの保存・活用における現状と課題を整理し、今後の取組を明確化することで、より望ましいウミガメの保護について示すものである。

3 保護マニュアルの位置づけ

「御前崎のウミガメ及びその産卵地」は国指定天然記念物という生きた文化財であるが、野生の生物でもあるため、文化財保護と希少生物保全双方の視点から対策を講じる必要がある。また、ウミガメは海域を生息域とすることから、保存のためには海岸等を管理する国土交通省等が定める法令との関わりも重要である。以下では、当市ウミガメ及びその産卵地が取り巻く環境が関連法令等にどのように関連性があるかについて整理する。

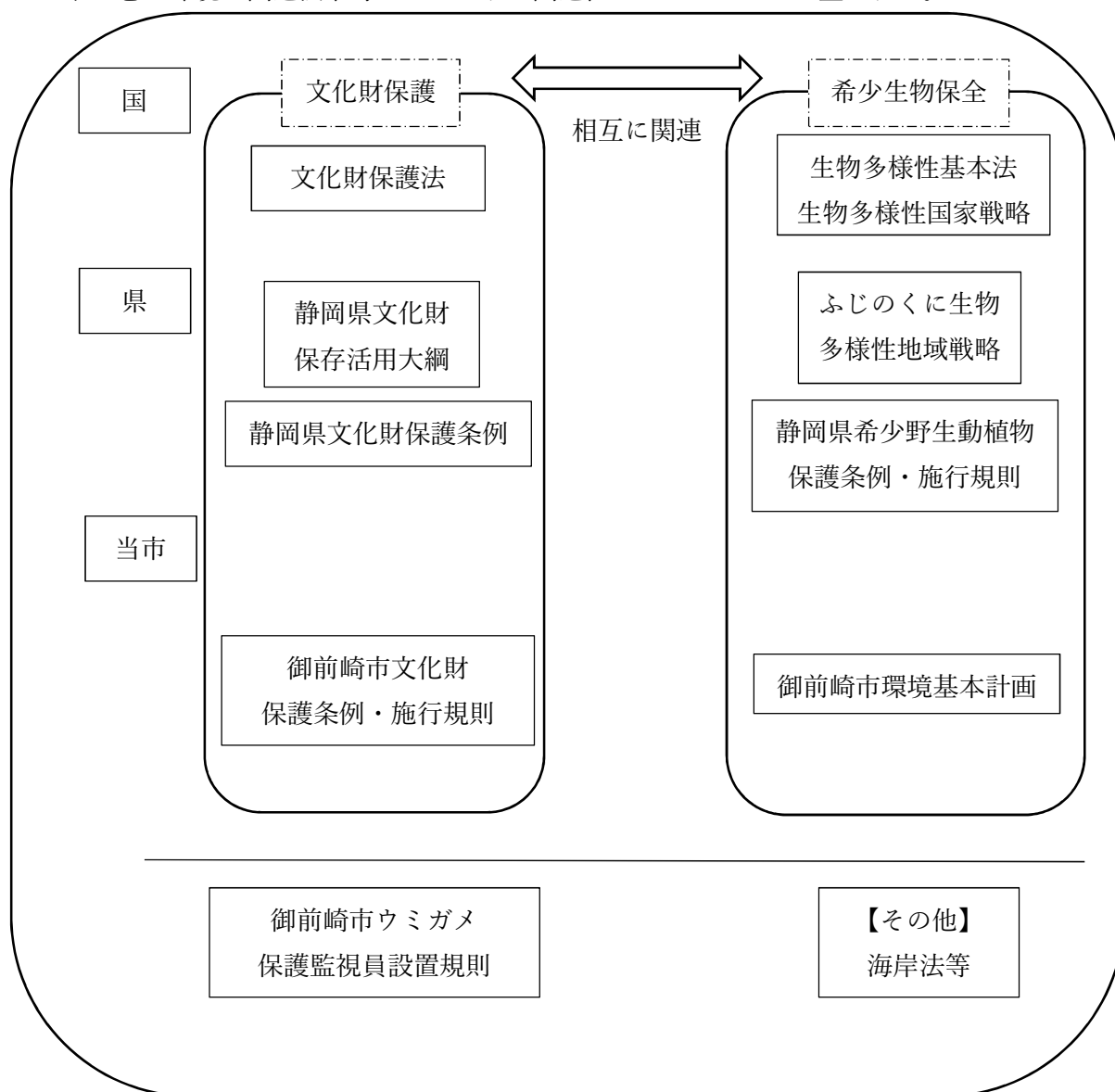


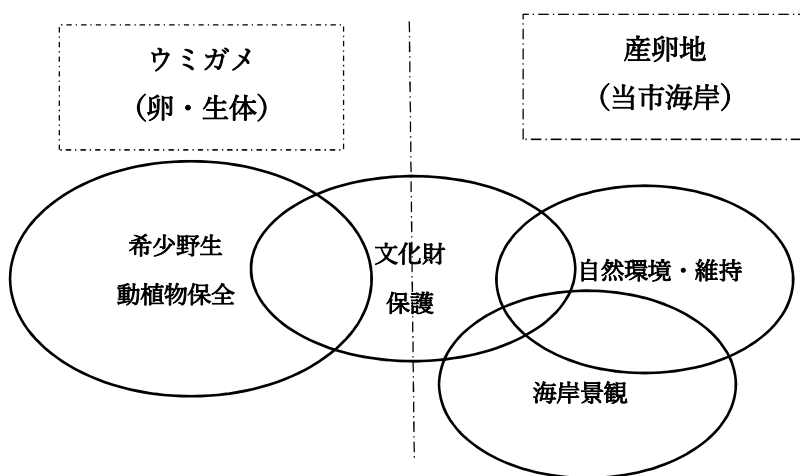
図 国指定天然記念物「御前崎のウミガメ及びその産卵地」に関連する法令・計画等

本マニュアルは、あくまでも当市ウミガメ保護活動に携わる方々の共通認識を促すことを目的に作成したため、法的な拘束力を要していないが、ウミガメの保護の均一化のため、遵守することが求められる。

4 国指定天然記念物「御前崎のウミガメ及びその産卵地」に関連する法令・計画

ウミガメの保護を全般的に包括する法律は日本にはないが、左記の図のとおり文化財保護や希少生物保全等を目的に、ウミガメやその卵、生息区域に関して禁止及び制限をしている。当市においては、市内海岸一部が国指定天然記念物該当地に登録されており、文化財保護法とはじめとする文化財関連の法令遵守及びそれらに基づく保護活動を行う必要がある。また、静岡県海岸全域において、アカウミガメは希少野生動植物として登録されており、希少野生保全としての法令遵守の徹底も必須となる。その他海岸に係る法令への理解をしたうえで、諸業務を行う必要がある。

【イメージ図：当市アカウミガメに取り巻く各カテゴリーについて】



1. 採取・捕獲の規制

1) 文化財保護法 法第 125 条・第 139 条

指定該当地に上陸産卵したウミガメ及び産卵した卵については、ウミガメの捕獲や卵の採取が禁止されている。

2) 静岡県希少野生動植物保護条例 法第 11 条・法第 12 条

生きているウミガメ（卵も含む）は、捕獲、採取、殺傷又は損傷をしてはならない。また、学術研究又は繁殖を目的に、ウミガメを捕獲等する場合には、知事の許可を受けなければならない。

※当市ウミガメ保護監視員会及び御前崎市立御前崎小学校でのウミガメ飼育については、上記条例の遵守のもと申請・施行している。

2. 市内海岸の現状変更への承認・許可

1) 文化財保護法 法第 139 条 指定該当地のみ

指定該当地の変更やその保存に影響を及ぼす行為を行う場合は、文化庁長官への許可を受けなければならない。

※影響が軽微なものまたは維持の措置、非常災害等の応急措置を執る場合には、適用除外

2) 静岡県立自然公園 法第 10 条 当市海岸全域

静岡県立自然公園内での事業を執行するにあたっては、申請書を知事に提出しなければならない。

3. ウミガメの死亡報告 指定該当地のみ

1) 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則 法第 6 条

指定該当地でのウミガメの死亡や衰退があった場合には、文化庁に届出をしなければならない。



【写真①：下岬海岸にて上陸した親ガメ】

5 ウミガメの生態と市内における生息状況

この章では、ウミガメ保護のために知るべき生態（生息する海域、餌となる生物等）と、市内における生息状況について示す。

1 生態と生息環境

(1) 生態的特徴

当市内海岸に上陸産卵してくるウミガメは、アカウミガメ、アオウミガメ、タイマイの全3種類である。以下に、この3種類について概説する。

【ウミガメ3種の概要】

標準和名 英名 学名	特徴	主要な産卵地	日本での 産卵地の分布	主な餌	成体の大きさ 甲長 (cm)
アカウミガメ Loggerhead turtle <i>Caretta caretta</i>	頭が大きく、背甲に付着生物が多い	米国東部、ブラジル、日本、豪州、オマーン、ギリシア	福島県以南の太平洋岸	甲殻類、貝類	70～100
アオウミガメ Green turtle <i>Chelonia mydas</i>	頭が丸く小さく、背甲に付着生物が少ない	コスタリカ、豪州、マレーシア、オマーン、アッセンション島	小笠原諸島、南西諸島	海藻・海草類	80～110
タイマイ Hawksbill turtle <i>Eretmochelys imbricate</i>	くちばしが鋭くとがり、背甲の鱗板は前後に重なる	メキシコ、豪州、インドネシア、キューバ、セイシェル諸島	南西諸島	カイメン類	60～80

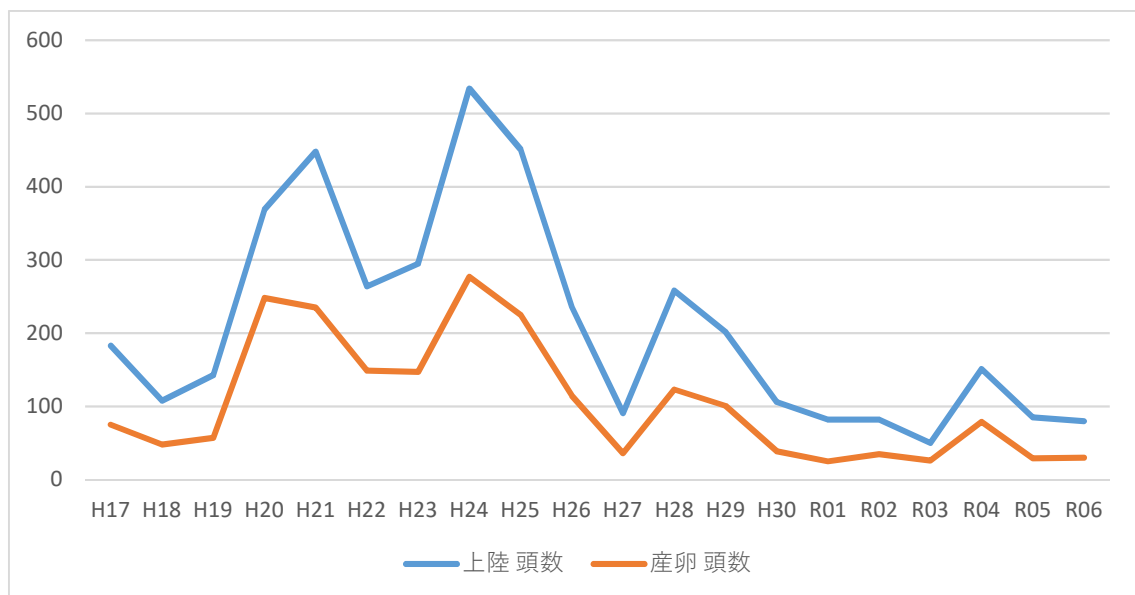
参考：ウミガメ保護ハンドブック

2 市内における生息状況

当市内の海岸全域に個体の生息情報があり、下岬海岸をはじめとする御前崎海岸の一部については、多くのウミガメが産卵に訪れる産卵地の北限として、学術的に貴重であるということから、国指定天然記念物指定地として登録されている。前述のとおり、ここ最近においては、地球温暖化等の複合的な要因から、ウミガメの上陸産卵頭数としては、減少及び前年度の横ばい状態が続いており、今後としてもより減少の一途をたどるのではないかと危惧されている。

【参考：グラフ（ここ 20 年間の上陸産卵頭数）】

	上陸 頭数	産卵 頭数	産卵 個数	ふ化 頭数	ふ化率
H17	183	75	8,092	4,617	57%
H18	108	48	5,100	2,420	47%
H19	143	57	5,548	2,743	49%
H20	369	248	26,500	15,300	58%
H21	448	235	24,784	14,214	57%
H22	264	149	17,094	8,992	53%
H23	295	147	15,785	6,319	40%
H24	534	277	30,424	14,138	46%
H25	451	225	24,335	11,190	46%
H26	236	115	14,055	6,375	45%
H27	91	36	4,106	1,122	27%
H28	258	123	13,506	6,249	46%
H29	202	101	11,145	4,817	43%
H30	106	39	3,207	917	29%
R01	82	25	2,989	1,092	37%
R02	82	35	4,283	1,173	27%
R03	50	26	3,032	1,217	40%
R04	151	79	9,719	4,563	47%
R05	85	29	3,292	1,037	32%
R06	80	30	3,711	1,576	42%



6 御前崎市ウミガメ保護監視員の役割とその業務

1 法的根拠

御前崎市ウミガメ保護監視員の役割とその業務については、「御前崎市ウミガメ保護監視員設置規則」に準じて以下のとおりに決められている。

1) 設置目的

文化財保護法による天然記念物とその他の市内海岸に上陸するウミガメ及びその産卵地の保護保全にあたるため

2) 監視員定数及び委嘱任期

計 8 名（御前崎地区：4 名・浜岡地区：4 名） 任期 2 年

3) 活動期間 5 月 15 日から 10 月 31 日まで

4) 業務内容 詳細後述

ウミガメの保護、監視その他自然環境の保全に努める。

2 保護活動 業務内容

1) 担当海岸区域での巡視活動

○上陸・産卵の確認 5 月 15 日から 8 月 31 日まで

上陸跡を手掛かりに、産卵した巣穴を探し当てる。

○卵の掘り出し 5 月 15 日から 8 月 31 日まで

巣穴を掘り出し、卵を回収する。卵自体が非常にデリケートなため、取り扱いには細心の注意を払う。初産卵が観測された際には、市担当職員に必ず連絡するようにする。

○ウミガメ保護監視活動実施報告書での活動報告 5 月 15 日から 8 月 31 日まで

日々の活動を指定の実施報告書にて報告を行う。活動をちゃんと実施した客観的な証拠になるため、必ず明記する。

2) アカウミガメふ化場での業務

○卵の移殖（埋め直し） 5 月 15 日から 8 月 31 日まで

ふ化場内の砂場にて卵の埋め直しを行う。その際には、「日付・産卵場所・卵の個数」を指定の札に記入し、埋めておく。

【留意点】

- ・卵の上下を逆転させないように卵頂部に印をつけ、衝撃をあたえないように細心の注意を払うように実施する。
- ・移殖する巣穴をつくる際には、直径 20cm、卵塊の上部が地表からおよそ 30 cm、下部が 55~60cm のフラスコ状になるようにする。
- ・移殖先に埋め戻す際には、上から被せる砂の衝撃で転卵しないように注意する。また、被せる砂については、地中の湿っている砂を使用するようにする。

○地温の計測 7月上旬から9月下旬まで

ふ化場内の砂場（5箇所）の地温計測を行う。計測した数値については、地温測定報告書での記入を行う。

○ふ化した子ガメの個体の確認

担当監視員が朝と晩にふ化した子ガメの個体の詳細（個体数・産卵場所）を確認する。また、その旨をふ化状況報告書に記入を行う。初ふ化が観測された場合は、市担当職員に必ず報告すること。

○子ガメの放流

個体の確認を行ったうえで、市内海岸での子ガメの放流を行う。波の状況を鑑みて、波際2m～4mに子ガメを放ち、自力で海に行けるようにサポートを行う。前述のとおり、一般の方のウミガメの接触は禁止されているため、見学のみとする。

【留意点】

- ・ふ化し、脱出確認後速やかに放流を行うのが最良であるが、それが難しいのであれば、日中の放流は必ず避け、その日の日暮れ以降に行うようにする。ふ化したおよそ24時間「フレンジー」の興奮期以内の放流を心掛ける。
- ・同じ場所での放流を続けると、捕食者がその周辺に集まるようになるため、複数の砂浜から分散して放流をおこなうようにする。

ex.) 浜岡4区で産卵した子ガメを放流する際に浜岡4区で放流する必要はなし。むしろ移動時間及び子ガメの負担を鑑みると、再考の余地あり。

3) その他の対応

○ストランディング（死骸埋却）対応 常時

ウミガメの死骸が漂着した際には、市担当職員に連絡を行う。職員の指示のもと、埋却対応を行う。国指定天然記念物の指定地においては、無断での現状変更（砂浜を掘る）が禁止されているため、対象外海岸（白羽～浜岡海岸が好ましい）への移動及び埋却を行う。

○市内海岸の美化活動への協力 常時

親ガメが安心安全に産卵できる環境づくりの一環として、市内海岸での美化活動を行う。担当区域でのゴミ拾いを行うとともに、大型の産業廃棄物等が漂着してきた場合には、市職員への報告を行う。

○教育委員会主催事業への協力

ウミガメ保護活動の啓発を目的に、社会教育課でウミガメに関する事業を企画実施しており、その運営のサポートを行う。ウミガメの生態及び一般の方々のニーズを踏襲した事業実施のため、毎年事業が異なる場合もあるが、同じ目的のもと、活動の補助を行う。

○小中学校への行事協力

ウミガメに関わる市内学校行事については協力を行う。原則は会長が来賓として、各行事の参加を行うように努める。

【市内学校ウミガメ関係行事】

行事名	実施時期	主催	内容
カメバックホーム大作戦	5月上旬	御前崎中学校	下岬海岸での清掃活動
ウミガメ放流会	6月中旬	御前崎小学校	飼育した子ガメの放流
子ガメ引き渡し式	9月中旬	御前崎小学校	ふ化した子ガメの譲渡

○その他報告・連絡・相談

その他ウミガメ及び海岸に関する事象について、市担当職員に適宜情報共有を行うようにする。保護監視員独自の見解・判断で対応をすることで、認識のズレが生じるため、必ず情報共有を行うようにする。



【写真②：当市ウミガメ保護監視員と子ガメ】

7 御前崎市教育委員会の役割とその業務

1 法的根拠

御前崎市教育委員会（社会教育課）は、当市の文化財保護の所管課として、指定該当地での文化財の諸対応を行うとともに、前述のとおり、希少野生保存や海岸環境整備等に基づき、ウミガメ保護への関連事業を行う。

2 保護活動 業務内容

当市の保護活動の流れとして、以下のとおり、時系列ごとに分けて、明記する。

また、関連する事業について、以下のとおり、色分けをする。

_____：文化財保護 / _____：希少動物保全 / _____：その他関係

1) 活動実施前の申請

○指定希少野生動植物捕獲等届出書の申請

前述のとおり、ウミガメの採取等を行うにあたって県（自然保護課）への申請手続きを行っている。県からの許可のもと、保護監視員の日頃の活動及び御前崎小学校の飼育行事の実施が行うことができている。

2) 活動実施中の活動補助

○海岸整備に関する業務委託契約及び実施

国指定天然記念物指定地の保護の観点から、以下の海岸整備に関する業務委託を下岬海岸で実施している。県補助金の兼ね合いがあるため、補助金採択日から12月末までの活動実施になってしまう。

【実施業務委託】

- ・下岬海岸流木集積業務委託
- ・下岬海岸産廃物運搬処分業務委託

○ウミガメの上陸産卵頭数、卵の産卵個数及びふ化頭数の取りまとめ

各保護監視員から提出のあった報告書を取りまとめ、データ化を行っている。

○活動備品の補充

保護活動を実施していくにあたって、活動備品の補充を行っている。

○文化財パトロール報告の取りまとめ

各保護監視員からの提出のあった報告書をもとに、活動実施報告を県（文化財課）に行っている。

3) 活動終了後の業務内容

○当年度活動の総括・実績報告

取りまとめたデータを一般の方々に情報公開するとともに、関係団体への報告を行っている。

4) その他の業務

○ストランディング対応の報告

埋却対応を行った事象に関して、文化庁（国指定天然記念物指定地での場合）及び県（自然保護課）への報告対応を行っている。

【報告】

・滅失届（文化庁） 事象がわかった日から 10 日以内に報告

→国指定天然記念物であるウミガメに関する報告が必要なため

・特別地域内非常災害応急措置届出書（県自然保護課） 事象がわかった日から 30 日以内

→市内海岸全域が県自然公園に登録されているため

○ウミガメ啓発活動の実施

当市のウミガメ及びその保護活動を市内外に知っていただくように、啓発活動の企画立案、事業実施を行う。



【写真③:ウミガメ啓発活動(ウミガメ保護活動見学会)】の様子

8 地域資源としてのウミガメ及び生態に即した当市の保護活動への展望

○地域資源としてのウミガメ

今後、ウミガメに関する活発的な事業を展開していくなかで、“地域資源”としてのウミガメの活用が重要となっていく。ウミガメに関する関連法令遵守を最優先のもと、その当市のウミガメが秘めている郷土の魅力を市内外に発信することを目標に、下記の保護活動への展望を示す。

【当市の地域資源としてのウミガメについて】

・郷土性

昔話においてウミガメの逸話があり、古くからウミガメに馴染みのある地域柄であるとともに、御前崎小学校でのウミガメ飼育といったユニークな取組があるなかで、市内全体へしてウミガメへの興味関心は高い。

・希少性

全国的にウミガメの保護活動に取り組んでいる自治体は少なく、国指定天然記念物に指定されている場所として、日本に2箇所しかない。そのため、文化財としてのウミガメは希少価値があると考えられる。

・独自性

御前崎市ウミガメ保護監視委員会を主体に参画型のウミガメ関連事業を実施している。

○生態に即した当市の保護活動への展望

当市及び御前崎市ウミガメ保護監視員は、“ウミガメ最優先”の保護及び啓発活動も目標に、既存の保護活動及びイベントの再考を行っていく。そうしたなかで、以下の取組を段階的に廃止ならびにウミガメの生態に即した保護活動の遵守及び取組を施行していく。

【短期目標】

1 子ガメ放流観察会の廃止

子ガメの放流を通じて、本市の貴重な文化財とその保護活動の広報、また命の尊さや環境保護意識の高揚を図るために、本事業を行っていた。しかしながら、ふ化する子ガメの個体数減少やウミガメの生態に即した活動ではないことから中止を行っていたが、“ウミガメ最優先”を考慮して、今後として事業の廃止の方針とする。

本事業の教育的な目的を変えず、その事業方法のかたちを変える代替事業として、ウミガメ保護活動見学会やその他事業を開催していく。

【中期目標】

2 ふ化場から天然ふ化へのシフトチェンジ

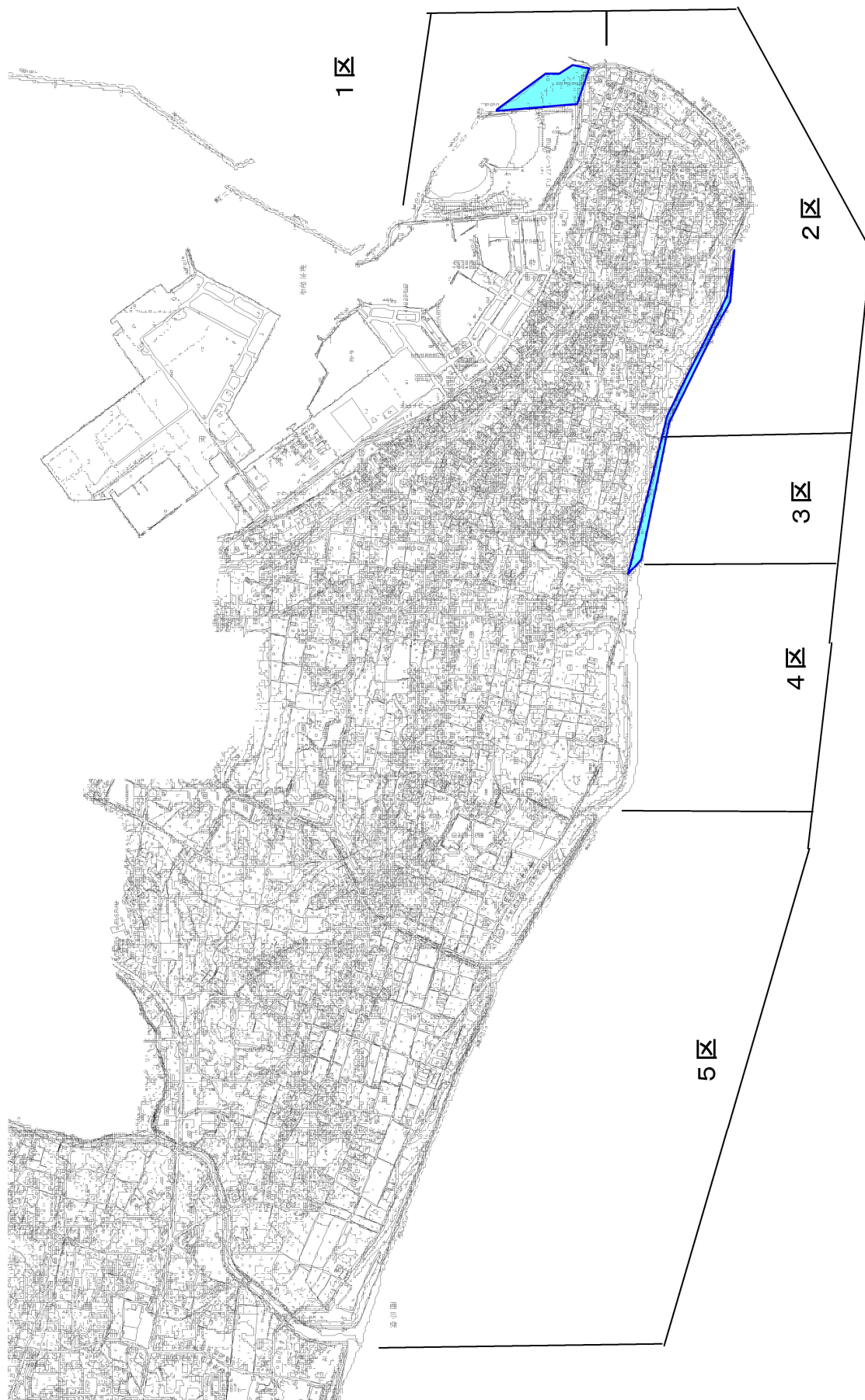
当市及び御前崎ウミガメ保護監視員として、波浪や食害といった外的要因に影響されないようにふ化場への移殖及び放流を行ってきた。しかしながら、移殖における卵の負担や放流時間の長期化・近年の気温上昇に伴うふ化場の地温上昇が課題となり、安定したふ化率の妨げの原因と考えられている。そうしたなかで、外的要因への対策を講じた天然ふ化を段階的に実施、今後としては、天然ふ化をメインとしたふ化体制の構築及びその具体的な取組を講じていく。

【長期目標】

3 御前崎市ウミガメ連絡調整会議（仮）の実施

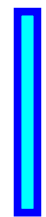
“保護活動”に関して、ウミガメの生態としての保護ではなく、それらを取り巻く環境問題（海岸整備・産業廃棄物の漂着）や文化財保護・活用、観光資源・ツーリズムといった広義的な解釈がなされている。それに伴い、官民連携のもと関係団体との情報共有や調整が必要となり、“ヨコの繋がり”を構築することを目的に、御前崎市ウミガメ連絡調整会議（仮）を実施する。それぞれの知見を共有することで、既存体制の見直しや新たな取組のヒントを生み出すきっかけづくりをしていく。

ウミガメ巡視区域図（御前崎地区）

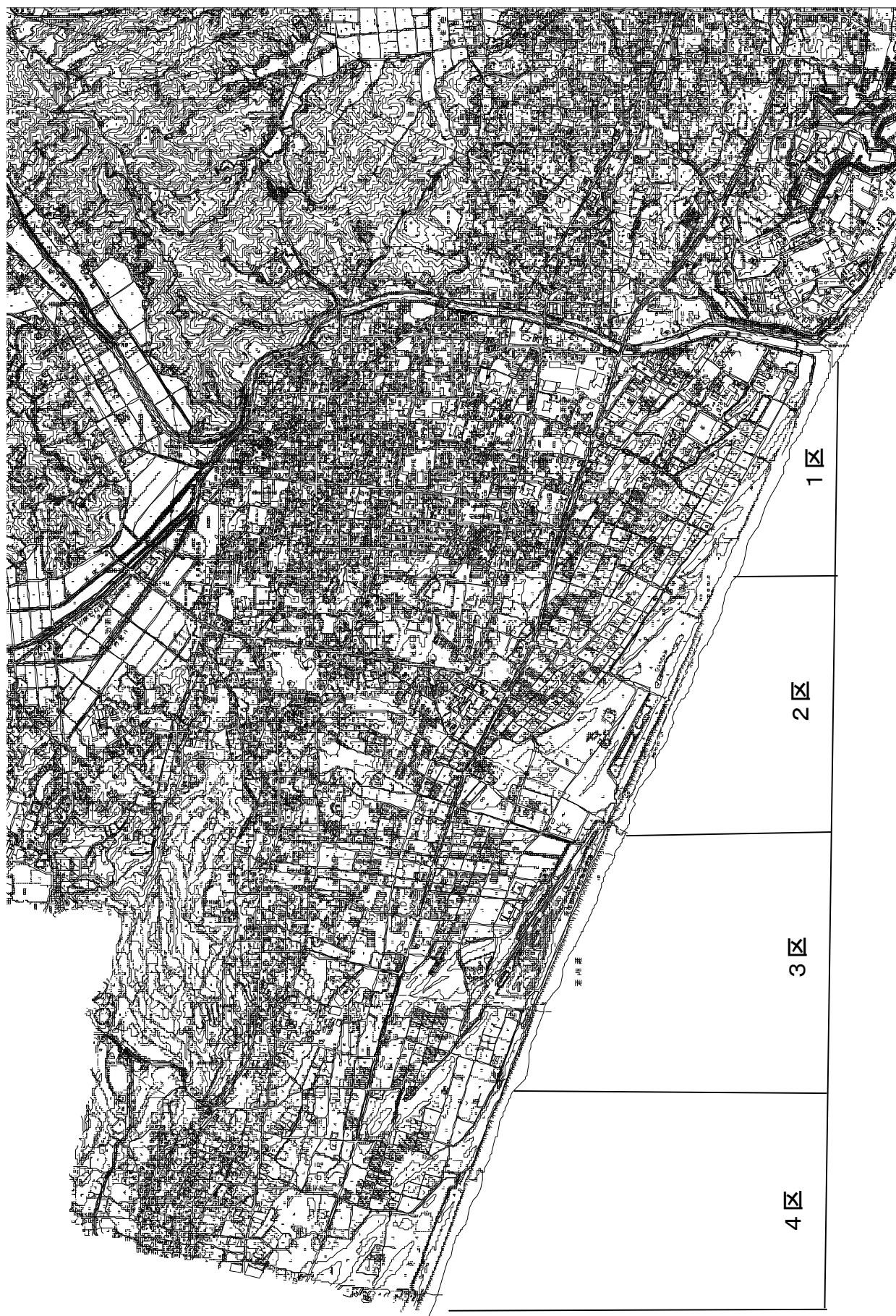


【参考①】

国指定天然記念物 御前崎のウミガメ及びその産卵地 指定地



ウミガメ巡視区域図（浜岡地区）



【参考②】

○御前崎市ウミガメ保護監視員設置規則

(平成 16 年 4 月 1 日教育委員会規則第 33 号)

改正 平成 23 年 3 月 29 日教育委員会規則第 3 号

(設置)

第 1 条 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)による天然記念物(「御前崎のウミガメ及びその産卵地」昭和 55 年 3 月 6 日指定)とその他の御前崎市の海岸に上陸するウミガメ及びその産卵地の保護保全に当たるため、御前崎市ウミガメ保護監視員(以下「監視員」という。)を置く。

(定数)

第 2 条 監視員の定数は、8 人以内とする。

(委嘱)

第 3 条 監視員は、ウミガメについて関心をもち、その保護について必要な知識と熱意を有する者の中から御前崎市教育委員会が委嘱する。

2 監視員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(業務)

第 4 条 監視員は、ウミガメの保護、監視その他自然環境の保全に努める。

2 監視員は、業務を行うときは、その身分を証明する書面を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(解任)

第 5 条 監視員は特別の事情があると認めた場合は、その任期中でもこれを解任することができる。

(その他)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 29 日教育委員会規則第 3 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

【参考③】

国指定天然記念物「御前崎のウミガメ及びその産卵地」における 文化財巡視活動に係る覚書

静岡県と御前崎市教育委員会（以下、「御前崎市」とする。）は、静岡県が実施する国指定天然記念物「御前崎のウミガメ及びその産卵地」を保護するための巡視活動と御前崎市が実施するウミガメ監視活動との関係を調整するため、必要な事項を以下に定める。

（静岡県の巡視活動）

第1 静岡県が文化庁文化財補助事業「指定文化財管理費国庫補助要項」及び「静岡県文化財パトロール事業実施要領」に基づき実施する文化財管理指導事業における「国指定天然記念物御前崎のウミガメ及びその産卵地」の文化財の巡視活動（以下、「巡視活動」という。）は、御前崎市が「御前崎市ウミガメ保護監視員設置規則」（平成16年4月1日御前崎市教育委員会規則第33号、以下、「市規則」とする）に基づき実施する、「ウミガメ保護監視活動」（以下、「監視活動」とする。）に準じて実施する。

（御前崎市の役割）

第2 御前崎市は、自らが行う監視活動と巡視活動の精度を一定に保つため双方の活動をともに監理するとともに、巡視活動と監視活動に要した日数、巡視者数及びウミガメの上陸日、頭数等について取りまとめ、当該年度の活動終了後、静岡県（担当：文化財課）に報告するものとする。

（巡視活動の定義）

第3 巡視活動は、静岡県が管内の文化財の状況を常時把握するために行う、ウミガメ産卵地の保護観察、上陸頭数・産卵頭数等の確認等の活動とする。

（巡視活動の対象範囲）

第4 巡視活動の範囲は、別紙1に掲げた国指定天然記念物「御前崎のウミガメ及びその産卵地」の指定範囲と、その隣接地とし、東側はアカガネから御前崎先端部を経て西側は筏川までの範囲（御前崎市が設定する御前崎地区1区から5区に相当）及び東側は新野川から西側は掛川市境（同浜岡地区1区から4区に相当）とする。

（巡視活動の対象期間）

第5 巡視活動の期間は、「静岡県文化財パトロール事業実施要領」に基づき、6月からおおむね1月までとする。

（巡視者の選任）

第6 静岡県は、巡視活動に当たる者（以下、「巡視者」という。）を御前崎市の推薦に基づき、「静岡県文化財パトロール事業実施要綱」（平成31年4月1日付け）の規定により「文化財保護指導員」として委嘱する。

(巡視者の定数)

第7 静岡県が委嘱する巡視者の定数は、9人以内とする。

(巡視活動の内容)

第8 巡視者は「市規則」に規定された「保護監視員」の任務に準じて巡視活動を行うものとする。

(巡視活動の報告)

第9 巡視者は、御前崎市が使用するウミガメ保護監視活動実施報告書に準じて報告書(以下、「様式1」とする。)を作成し、御前崎市を經由して静岡県に報告する。

(巡視者への報償費の支払い)

第10 静岡県は巡視者に対し、定めた対象範囲、対象期間に実施された巡視活動に係る報償費を、静岡県の予算の範囲内において、静岡県の規定により定められた額を直接支払う。

(巡視者への保険適用)

第11 巡視者が巡視活動中に事故等に遭遇した場合は、静岡県が加入する保険の範囲からその賠償を行うものとする。

(その他)

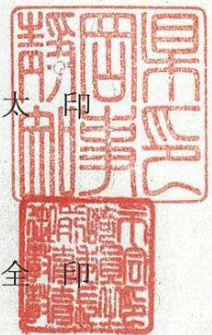
第12 この覚書に定めるほか、必要な事項は静岡県と御前崎市が協議して決定する。

上記の覚書の成立を証するため、この覚書2通を作成し、静岡県、御前崎市記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和4年5月31日

静岡県知事

川勝 平太 印



御前崎市教育委員会教育長 河原崎 全 印





参考

【参考文献】

- ・『ウミガメ保護ハンドブック』 環境省自然環境局・日本ウミガメ協議会
- ・『特別天然記念物オオサンショウウオ保存活用指針』 鳥取県文化財課

御前崎市ウミガメ 保護マニュアル

令和7年3月 作成

【作成】

御前崎市教育委員会 社会教育課
〒437-1692 静岡県御前崎市池新田 5585

【協力】

御前崎市ウミガメ保護監視員会

【監修】

特定非営利活動法人 日本ウミガメ協議会